

障害者等確認書の交付に関する事務取扱いについて

1 趣旨

この規程は、障がいのある者が、道路交通法施行細則（北海道公安委員会規則）により、駐車禁止除外指定車標章（以下「標章」という。）の交付を受ける際やその他の場合に必要とされる障がい程度を確認をする書面（以下「確認書」という。）を、当該障がいのある者に対して交付する事務について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者および障がい程度

身体障害者手帳の交付を受けている者で、別紙「駐車禁止除外指定の対象となる障がいの程度」に該当する者等（該当するかどうか判断できない者を含む。）とする。

3 申請書の提出

確認書の交付は、確認を受けようとする者または関係者から、必要事項を記載し、署名、捺印等の上、別記様式の確認書の申請を受けるものとする。

4 確認書の交付

前項の申請が提出された場合は、調査・審査し、記載内容に相違ないと認めた場合は、確認書に日付、所長印を押印の上、申請者に交付するものとする。

5 決裁と保存

確認書の交付の決裁は、確認書1件ごとに、簡易決裁（課長）をし、日付順に綴じ、5年間保存するものとする。

6 適用日

この事務取扱いは、令和4年4月1日から適用する。なお、適用日以前に標章の交付等のために、交付申請に基づき交付した確認書等は、この規程に基づく手続きとみなすものとする。

別紙

駐車禁止除外指定の対象となる障害の程度

障害の区分	身体障害者
視覚障害	1 級から 4 級の 1
聴覚障害	2 級及び 3 級
平衡機能障害	3 級
上肢不自由	1 級から 2 級の 2
下肢不自由	1 級から 3 級の 1
体幹不自由	1 級から 3 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能：1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能：1 級及び 2 級
心臓機能障害	1 級及び 3 級
じん臓機能障害	1 級及び 3 級
呼吸機能障害	1 級及び 3 級
膀胱又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級
小腸機能障害	1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級

区 分	障害の程度
知的障害	重度（A）
精神障害	1 級

（注）この他、小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の方も対象となります。

(別記様式)

障 害 者 等 確 認 書

- 1 現 住 所 函館市 町 丁目 番(地) 号
- 2 氏 名 _____
- 3 生 年 月 日 年 月 日生
- 4 身体障害者手帳 函館市・北海道(渡) ()
番 号 第 号
- 5 交 付 年 月 日 年 月 日交付
- 6 障 害 名 手帳に記載された障がいの程度 第 種 級
(障害名等)
.....
.....
.....
.....
.....
.....

に必要なので、
上記の者が、記載の障害名等で身体障害者手帳の交付を受けた者であることの
確認を申請します。

年 月 日

函館市福祉事務所長 様

(申請者) 住 所
氏 名
障害者との続柄 ()
連絡先 電話 局 番

上記のとおり、相違ないことを確認しました。

年 月 日

函館市福祉事務所長